

## 公益財団法人農林業公社しんしろ役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人農林業公社しんしろ定款第13条及び第29条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に定める者をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の役員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、次号に定める費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の額の決定)

**第3条** 常勤役員の報酬等の額は、1名あたり月額333,000円までの範囲内において、理事会の承認を得て決定するものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等の額は日額7,500円とし、次の各号に掲げる職務に従事した日数に応じて支給するものとする。ただし、職務に従事した時間が1日3時間以内の場合、日額5,000円を支給するものとする。

- (1) 理事会に出席したとき。
- (2) 評議員会に出席したとき。
- (3) 監査の業務を行うとき。
- (4) その他、理事長が特に必要と認めたとき。

3 役員等には、賞与及び退職手当は支給しない。

### (適用除外)

**第4条** 前条の規定は、新城市の常勤特別職及び一般職、並びに他の団体の常勤役員及び職員としてその団体から給与、その他報酬を受けている者には適用しない。

**(報酬等の支給方法)**

**第5条** 常勤役員の報酬等の支給方法は、職員の給与に関する規程に準ずる。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等の支給方法は、第3条第2項の各号に定める職務に従事した日数に応じ、毎事業年度3月末日までに本人の指定する金融機関口座に振り込みにより行うものとする。

**(費用)**

**第6条** 役員等が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に準じて旅費を支給する。

**(通勤手当)**

**第7条** 常勤役員には、職員の給与に関する規程に準じて通勤手当を支給することができる。

**(公表)**

**第8条** この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

**第9条** この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

**(補則)**

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

**附則**

1. この規程は、公益財団法人農林業公社しんしろの設立の登記の日から施行する。
2. 平成27年4月1日一部改訂。
3. 平成31年2月22日一部改訂。